

高齢者や障がいのある方などを災害から守る（支援） 災害時要援護者名簿の登録

加須市では、災害時における避難誘導や安否確認等の支援を迅速かつ円滑に行うだけでなく、平常時の見守り等に活用できる災害時要援護者名簿の登録を行っています。

この名簿は、災害時に自力で避難ができず、周りの人の支援を必要とする人を対象に作成します。災害時だけでなく平常時から避難支援等関係者（自治協力団体、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、消防、警察、社会福祉協議会）に対して、この名簿情報を提供することによって、日ごろからの見守りにつなげます。

（登録対象者）

在宅で暮らす次のような人で、災害が起きた時に、自分ひとりで移動することや情報を得ることが難しく、避難するために何らかの手助けが必要となる方のうち下記に該当する方。

1. ひとり暮らしの高齢者 又は 高齢者のみの世帯
2. 要介護度（3 4 5）認定者
3. 身体障害者手帳（1級 2級 3級）所持者
4. 療育手帳（マルA A B）所持者
5. 精神障害者保健福祉手帳（1級 2級）所持者
6. 外国人等で日本語が不自由な者
7. その他支援を必要とする者（例：日中は高齢者のみとなる世帯や妊婦の方など）

（4つのポイント）

1. 登録を希望する方は、市に申請をします。
2. ご近所の人などで支援してくれる人（避難援助者）を決めて、登録台帳に載せることの了解を得ます。
3. 登録する際に、支援のために必要な個人情報を平常時から避難支援等関係者に提供することに同意をしていただきます。
4. 避難援助者には、要援護者（登録申請者）への日頃の声かけや、いざというときの安否確認や避難支援をお願いします。
ただし、できる範囲内での支援であり、責任を伴うものではありません。

（避難援助者に望ましい方は、あなたのご近所の人です。）

行政、自治会、自主防災組織、消防団等は、大規模災害が起きたときは「要援護者名簿の登録」の有無にかかわらず、被災者の救助や避難誘導が優先されます。

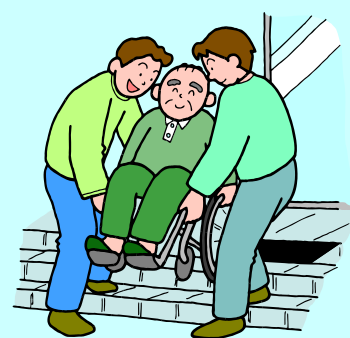
また、民生委員・児童委員も、それぞれの受け持つ区域が広い
ため、災害時には一人ひとりを支援することはできません。

そこで、いざという時に頼りになり、助け合っていくことができるのは、ご近所の人です。『支援をお願いするかどうか』だけではなく、普段から気軽に話せる関係をつくるといった心がけも重要です。

（登録方法）

1. 登録前に、避難援助者になってもらえる人を決め、登録台帳に載せることに了解をもらう。
2. 登録申請書（要援護者登録申請書兼台帳）に必要事項を記載して、市に提出する。

※登録申請書は、民生委員・児童委員などの避難支援等関係者に提出することも出来ます。



（要援護者登録制度の問い合わせ先）

加 須 市 役 所 地域福祉課 地域福祉担当 0480-62-1111(内)146、147

騎 西 総 合 支 所 市民福祉健康課 福祉健康担当 0480-73-1111(内)132

北川辺総合支所 市民福祉健康課 福祉健康担当 0280-61-1204(直通)

大利根総合支所 市民福祉健康課 福祉健康担当 0480-72-1317(直通)